



## 帰宅困難者への支援に関するQ&A

**Q1** 帰宅困難者への支援は、このハンドブックに示されたとおりに行わなければならないのか？

**A1** 災害発生時は、建物が壊れたり、経営者、従業員の方々も被災して、帰宅困難者に十分な支援が出来ないことも予想されますので、「災害発生時の状況に応じて、可能な範囲での支援」を行ってください。

**Q2** 水道水はどのような方法で帰宅困難者へ提供すればよいのか？

**A2** 可能であれば、マグカップ、湯のみ、紙コップなどを水道蛇口付近に置いていただき、水道水を提供してください。

**Q3** 水道水が提供できない場合、清涼飲料水等の商品を帰宅困難者に無償で提供しないといけないのか？

**A3** 災害時帰宅支援ステーションとしては、無料で商品を提供していただく必要はありません。災害時のボランティア活動として各事業者や各店舗の判断で実施していただくことは可能です。

**Q4** 地図などで道路情報を提供するようになっているが、帰宅困難者から地図をコピーして欲しいとの求めに対しては、どのように対応をとればよいのか？

**A4** 店舗でお持ちの地図があれば閲覧できるように対応してください。必ずしも地図をコピーしていただく必要はありません。

**Q5** 店舗の内部が壊れるなどの被害を受けている場合や地域に避難勧告が出されたり、火災が発生している場合などは、帰宅困難者に対する支援を中止することができるのか？

**A5** 状況によっては、店の営業を休止するケースがあると思われます。店とその周辺の安全（避難勧告が出ていないか、周囲で火災が発生していないかなど）が確認できない場合、帰宅困難者に対する支援は中止してください。

**Q6** 災害発生時は、「帰宅困難者に対する支援」と「店舗従業員の帰宅」のどちらを優先すべきか？

**A6** 「店舗従業員の帰宅」を優先してください。

**Q7** 京都市以外でもこうした取組が行われているのか？

**A7** 関西広域機構（KU）が協定を締結した2府5県4政令市（京都府、大阪府、三重県、滋賀県、奈良県、兵庫県、和歌山県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）で、こうした取組が行われています。また、首都圏の八都県市（東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県、千葉市、さいたま市、横浜市、川崎市）、愛知県、岐阜県、島根県、鳥取県等でも同様の取組が行われています。